

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 3 月 3 日付けで行った、法 24 条 3 項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は、（憲法が保障する）幸福追求権を有しているにもかかわらず、13 年半ほど前からの保護費の引下げ及び消費税の引上げにより、生活困窮に対する十分な救済が受けられていない。

このため、請求人にとって必要な各種生活雑貨の買い替えが出来なくなっている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月21日	諮問
平成29年10月23日	審議（第14回第4部会）
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として1号で「生活扶助」を挙げている。
- (2) 法12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とし、「左に掲げる事項」として同条1号に、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」が規定されている。
- (3) 法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7によれば、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とされ、次官通知第7・

2によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）については、

「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」

とされている。

2 本件処分について

これを本件についてみると、法に基づく処分庁による請求人の保護は、平成17年8月1日に開始され、11年余が経過したところ、請求人は、平成29年2月17日に別紙1記載の生活雑貨が必要であるとして、処分庁に対し、本件保護申請をしたことから、処分庁は、次官通知第7・2・(1)から(3)までに定める臨時的最低生活費（一時扶助費）の支給要件には当たらないとして、本件保護申請を却下したものと認められ、その点に関する処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。そうすると、本件処分は法令等に則り適法になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分が違法、不当であるとするが、その主張は要するに、保護基準の改定及び消費税

の引上げのため請求人に支給される保護費が少なくなったために生活雑貨が購入できなくなったとして、本件保護申請によってその分の購入費用の扶助を申請したというものであり、これを認めなかった本件処分は、違法、不当であるとするものと解されることから、結局のところ、法に基づく生活保護支給額自体に対する不服であると認められる。

しかしながら、生活保護費の支給基準のあり方については、当審査会の判断の対象とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)